

兄弟の勤告ありとし争議團を脱退せしむること若し退脱する時は如何なる制裁をせしむるに依りて之を協同的旨折言をなすしある処却て團員の不平を激発せしめ右は口し不可  
勵制暴虐を行為なること斯る令序良俗に及する契約は法律上全然無効なるを以て右宣折言の如きは一顧の價値なきこと此の止悪圖をすれば如何なる無理難題か此の如しすやし知れしること等を痛感し今更乍ら罷罷業  
業の自由なる天地を思ひ浮つてありと。

五月十四日 木材部、木工部、木板部、計百五十名に對し  
五月十四日 十九日 二十七 錢 支給あり。

五月十五日 新開組止上會社に際軍者より引受けの  
プロパーは今回のも争議のたふに製不作 不可罷となり

たふすの今後は三井系の令社に命ずりし交渉中との厄事あり  
此の比、事實並報として何者かの馬皇傳へよるものあり。

△争議團側の行動

午前十時 鈴木解機、轉不令社、職工、金田義雄外二十数名令  
社附近に示威運動を著したるため、二名横束さる。午後二時頃  
赤衛團員太田喜八、寺十餘名令社附近に示威運  
動を行つた。此の警官十餘名但しせとしたが、反抗し十名  
横束さる。同午後三時、中澤町の巡査所所の戸を叩き、  
不當なる横束をすものか、告知出来ないとぬり鳴り立て、三名横束

○労農同志會の演説會